

平成28年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）日程

日 時：平成28年3月24日（木）13:00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

(議決事項)

- 1 茂原市社会教育センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 2 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 3 茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 茂原市市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 6 茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 7 茂原市民会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 8 茂原市教育支援委員会規則の制定について
- 9 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 10 茂原市スポーツ推進委員の委嘱について
- 11 茂原市社会教育委員の委嘱について
- 12 茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 13 茂原市文化財審議会委員の任命について
- 14 茂原市立図書館協議会委員の任命について
- 15 第三次茂原市子ども読書活動推進計画の策定について
- 16 平成28年度茂原市の教育方針及び重点施策について

(報告事項)

- 1 教育長職務代理者の指定について
- 2 平成28年茂原市議会第1回定例会（3月議会）の一般質問の要旨について
- 3 行事の共催、後援及び協賛について
- 4 平成28年第5回（4月定例会）、第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 5 その他

4 閉会宣言

5 協議事項

★ (会議結果)

議決事項について、議案第1号から議案第16号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成28年第4回（定例会）

- 1 期日 平成28年3月24日（木）  
開会 午後1時00分  
閉会 午後2時15分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
教育長 内田 達也  
教育長職務代理者 鈴木 一代  
委員 齋藤 晟  
委員 鎌田 俊郎  
委員 安藤 明子
- 4 出席職員  
教育部次長(教育総務課長) 藤乗 裕喜  
学校教育課長 宮本 昌典  
生涯学習課長 高中 正典  
体育課長補佐 古山 茂成  
中央公民館長 酒井 映明  
美術館・郷土資料館長 津田 芳男  
東部台文化会館長補佐 神代 明子  
教育総務課長補佐 中村 一之  
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定  
教育長職務代理者 鈴木 一代  
委員 齋藤 晟
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、平成28年第4回茂原市教育委員会会議(定例会)を開会します。  
鎌田委員は、仕事の都合上遅れての出席となります。  
本日の出席人数は、4名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。  
本日の会議録署名人は、「鈴木委員」と「齋藤委員」を指定いたします。  
これより会議事項に入ります。本日は議案が16件となっております。  
それでは、議案第1号「茂原市社会教育センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第2号「茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第3号「茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、第4号「茂原市市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について」、第5号「茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、行政不服審査法の施行に伴う関係規則の一部を改正する規則の制定についてですので、まとめて説明をお願いします。

- 藤乗  
教育部次長
- ： 議案第1号から議案第5号につきましては、行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、「公平性の向上」、「使いやすさの向上」、「国民の救済手段の充実・拡大の観点」から昭和37年の行政不服審査法制定後約50年ぶりに全面的に改正されたことに伴いまして、関係規則の一部を改正しようとするものですので、まとめてご説明申し上げます。
- 主な改正内容についてですが、行政庁の処分に対する不服申立ての手続きに関する教示文を記載することが必要となっている各規則の別記様式に教示文を新たに追加しようとするものでございます。その教示文中、行政庁の処分に対する不服申立て手続きを「異議申立て」から「審査請求」に、期間を「60日以内」から「3か月以内」に改める他に、「異議申立て」に対する処分庁の最終判断を「決定」、「審査請求」に対する審査庁の最終判断を「裁決」と区別しておりましたが、今回の法改正に伴いまして、不服申立て手続きが「審査請求」に一本化されることによりまして、「決定」から「裁決」に改めるものでございます。
- なお、今回の一部改正する規則等は平成28年4月1日からの施行となります。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長  
齋藤委員
- ： 議案第1号から議案第5号について質疑をお願いします。
- ： 昭和37年に制定後、約50年ぶりの改正ということですが、なぜ今なのでしょううか。
- 藤乗  
教育部次長
- ： 行政不服審査法の改正につきましては、公布日が平成26年6月13日となっております、その日から2年を超えない範囲内において政令で定める日ということで、平成28年度からの施行を想定しているということで今回上程させていただきました。
- 齋藤委員  
内田教育長
- ： 分かりました。結構です。
- ： よろしいでしょうか。
- それではなければ、議案第1号から議案第5号について採決に入ります。議案第1号から議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員  
内田教育長
- ： 異議なし。
- ： 議案第1号から議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 次に、議案第6号「茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第7号「茂原市民会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 藤乗  
教育部次長
- ： 議案第6号「茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第7号「茂原市民会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
- 現在、茂原市公民館と茂原市民会館の休館日は、12月29日から1月3日までの年末年始と元日を除く15日の祝日を休館日としておりますが、祝日が土曜日や日曜日と重なった場合は休館日となり、利用者から「祝日も開館してほしい」との要望が多くありましたので、生涯学習の推進面から祝日の休館日を開館することで、市民の利便性の向上と芸術・文化などの鑑賞の機会充実に図るため、関係規則の一部を改正しようとするものです。
- 次に、茂原市公民館の使用許可申請の受付期間につきましては、現在は内規で定めておりますが、この度の事務事業の見直しに伴い、規則で規定するものでございます。
- また、「茂原市民会館の管理及び運営に関する規則」で定めている第4号様式「茂原市民会館使用許可取消(使用中止)書」につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、様式を改めるものでございます。
- 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長  
齋藤委員
- ： 議案第6号と議案第7号について質疑をお願いします。
- ： 聞きそびれたのですが、12月29日から1月3日までの間は休館日ですが、1月1日がもし日曜日だったとすると、開館してほしいと要望があったらどうなりますか。

- 酒井  
中央公民館長  
齋藤委員  
内田教育長
- ： 1月1日につきましては休館日となっております。ただ、特例として館長判断で開館することはできません。
- ： 分かりました。ありがとうございます。
- ： 他にありますでしょうか。よろしいですか。  
それではなければ、議案第6号と議案第7号について採決に入ります。  
議案第6号と議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員  
内田教育長
- ： 異議なし。
- ： 議案第6号と議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第8号「茂原市教育支援委員会規則の制定について」説明をお願いします。
- 藤乗  
教育部次長
- ： 議案第8号「茂原市教育支援委員会規則の制定について」ご説明いたします。  
本案は、茂原市就学指導委員会の委員の任期が平成28年4月30日をもって終了するにあたり、平成25年9月1日施行の「学校教育法施行令の一部改正」により、同施行令第22条の3の表に規定する程度の障害のある児童生徒等の就学先を決定する仕組み等の規定の整備が行われたこと、また、文部科学省の通知により、早期からの一貫した支援について、現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」といった名称が適当であることとされているため、今までの就学指導委員会の機能に加え、就学先が決定した後も一貫した支援についての助言を行う機能を加えた「茂原市教育支援委員会」を設置しようとするものでございます。  
議案の主な内容でございますが、茂原市教育支援委員会を設置しまして、特別な教育的配慮を必要とする就学前の幼児・児童及び生徒の就学先を決定するための教育診断、望ましい教育的対応についての助言といった、今までも就学指導委員会で行ってきたことに加えまして、必要に応じて学びの場を見直す教育相談等を通して、本人・保護者の意向を尊重しつつ、その都度教育上必要な支援の内容について助言を行う等のフォローアップをしていくものでございます。  
また、委員構成につきましても、児童福祉関係者を加える等の見直しを行いまして、より多角的な観点から教育上必要な支援についての助言を行っていただける体制を整えるものでございます。  
最後に、この規則の制定に伴いまして「茂原市就学指導委員会規則」は廃止させていただきますのでございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長  
鈴木委員
- ： 議案第8号について質疑をお願いします。
- ： 委員会は、精神科医、特別支援教育関係教職員、児童福祉関係者、その他関係職員という者で組織されていますが、就学指導委員会だと委員が集まって子どもたちの適正を見たりしますけども、就学後の支援も行うということが先ほどの説明にありましたが、委員会を開いて支援というのをやっていくことになる訳なのですか。
- 宮本  
学校教育課長
- ： 現在は概ね特別支援学級への入級が適否であるとか、支援学校への進学が適否であるとか、そのような判断をしてきているというのがこの就学指導委員会の中の主な内容でございました。  
今後は、例えば普通学級の子どもが支援学級に入ったときに、その子どもが支援学級の中でどのような活動をして、その入級したことによってその本人にプラスになっているのかどうか、あるいはどのような指導がされているのかどうかというようなことを経過観察と申しますか、当該の学校からその状況についても聴き取りをして、その子どもの入級ですとか、進学というようなことを随時見直していくというようなことが今度の役割の中に入ってきている、そういった意味で、継続的にその子どもを追いかけて、経過を見ていくというようなことで、その都度適切な判断を出来るようなそういう会議にしていくというような意味合いでございます。

- 鈴木委員 : はい、分かりました。ありがとうございました。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。
- 齋藤委員 : 今までの就学指導委員会の委員というのは、どういう方々でしょうか。また、その方々がそのまま教育支援委員会の委員になるのでしょうか。
- 宮本 : これまでは第3条にありますような精神科医の方が入っております。あと、小中学校の特別支援学級の担任の先生が人数に応じて入ってきております。それから、市役所の中では子育て支援課の担当の職員、あるいは長生保健所の職員、そういった方が委員として入っておられました。
- : 今回は第3条(3)の児童福祉関係者というようなことで、つくも幼児教室から1人委員として入っていただくということを予定しているところでございます。
- : そこが一点違いのあるところで、基本的には今までの就学指導委員会のメンバーの方々には継続していただくというふうに考えております。
- 齋藤委員 : はい、分かりました。ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。
- : よろしければ、議案第8号について採決に入ります。
- : 議案第8号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第8号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- : 次に、議案第9号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 藤乗 : 議案第9号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
- 教育部次長 : 本案は、先ほどの行政不服審査法の改正及び茂原市教育支援委員会規則の制定に伴いまして、条文中の文言について用語の整理が必要となるため、所要の改正を行うものでございます。
- : まず「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、また「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改めるものでございます。
- : 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : 議案第9号について質疑をお願いします。
- : よろしいでしょうか。
- : それでは議案第9号について採決に入ります。
- : 議案第9号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第9号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- : 次に、議案第10号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」説明をお願いします。
- 藤乗 : 議案第10号「茂原市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。
- 教育部次長 : 本案は、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、委員の任期満了に伴い委嘱しようとするものでございます。
- : 工藤轟(くどうそく)氏ほか22名を再任し、森下克己(もりしたかつみ)氏、渡部智之(わたべさとし)氏を新任し、委嘱するものであります。
- : なお、任期につきましては、茂原市スポーツ推進委員設置規則第4条第1項によりまして平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。
- : 以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : 議案第10号について質疑をお願いします。
- 齋藤委員 : スポーツ推進委員の人数には決まりはないのでしょうか。
- 古山 : スポーツ推進委員の定数でございますが、茂原市スポーツ推進委員設置規則の中で30名以内と謳われております。現在は25名でございます。
- 体育課長補佐 : 工藤さん、畑山さんはよく知っていて、経験年数が44年、34年と立派だと思えますが、本人が辞めない限りは委員を続けられるのですか。
- 齋藤委員 : 任期が終わるときに事前に継続の意思確認をさせていただいております。
- 古山 : 工藤さん、畑山さんにつきましても継続の意思を示されておりますので、今回の任期も引き受けていただくことになりました。
- 体育課長補佐 : 工藤さん、畑山さんにつきましても継続の意思を示されておりますので、今回の任期も引き受けていただくことになりました。
- 齋藤委員 : 今度会いましたらありがとうございますと伝えておいてください。

- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。  
なければ、議案第10号について採決に入ります。  
議案第10号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第10号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、議案第11号「茂原市社会教育委員の委嘱について」、議案第12号「茂原市公民館運営審議会委員の委嘱について」、議案第13号「茂原市文化財審議会委員の任命について」、議案第14号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」は、生涯学習課の各所属にかかる委員の任期満了に伴う委嘱、任命についてです。まとめて説明をお願いします。
- 藤乗 : それでは、まず議案第11号「茂原市社会教育委員の委嘱について」ご説明申し上げます。  
本案は、社会教育法第15条第2項の規定に基づきまして、委員の任期満了に伴い委嘱しようとするものでございます。  
中山清志(なかやまきよし)氏ほか7名を再任し、委嘱するものでございます。  
なお、任期につきましては、茂原市社会教育委員設置条例第3条によりまして平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。  
次に、議案第12号「茂原市公民館運営審議会委員の移植について」ご説明申し上げます。  
本案は、社会教育法第30条第1項の規定に基づきまして、委員の任期満了に伴い委嘱するものでございます。  
白鳥みゆき氏ほか5名を再任し、平井きよみ氏、瀬田さわこ氏を新任し、委嘱するものでございます。  
なお、任期につきましては、茂原市公民館の設置及び管理に関する条例第6条の2第1項によりまして平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。  
次に、議案第13号「茂原市文化財審議会委員の任命について」ご説明申し上げます。  
本案は、茂原市文化財の保護に関する条例第19条第2項の規定に基づき、委員の任期満了に伴い任命するものでございます。  
現在の文化財審議会委員であります佐藤信夫(さとうのぶお)氏ほか4名を再任し、麻生正信(あそうまさのぶ)氏を新任し、任命するものでございます。  
任期につきましては、同条例第19条第3項によりまして平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。  
次に、議案第14号「茂原市立図書館協議会委員の任命について」ご説明申し上げます。  
本案は、図書館法第15条の規定に基づき、委員の任期満了に伴い任命するものでございます。  
佐藤譲治(さとうじょうじ)氏ほか4名を再任し、任命するものでございます。  
任期につきましては、茂原市立図書館の設置及び管理に関する条例第14条第1項によりまして平成28年4月1日から平成30年3月31日まででございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : 議案第11号から議案第14号について質疑をお願いします。
- 安藤委員 : 議案第13号の文化財審議会委員ですが、この中に茂原市在住ではない方が2名入っていますが、これは茂原市に関係のある方なんでしょうか。
- 高中 : 住所は茂原市ではございませんけれども、それぞれが県のいろいろな、例えば考古学ですとか、植物学ですとか、そういう分野で権威のある方でございまして、そういう方々に茂原市の文化財も見ただけというようなことで文化財審議会委員をお願いしているところでございます。
- 安藤委員 : はい、分かりました。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。
- 齋藤委員 : 例えばあるものを茂原市で文化財にしてもらいたいと思ったときに、個人的に文化財審議会に頼むことはできるのでしょうか。
- 高中 : 生涯学習課に学芸員がいますので、まずはそちらに相談をしていただきたいと思います。学芸員もどういふものかを調べまして、それがどういふものかというものをまた文化財審議会の委員も調べて確認をしながら審議をすると思

- ますので、まずは生涯学習課に来ていただきたいと思います。
- 齋藤委員 : 分かりました。ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいですか。  
 それでは、議案第11号から議案第14号について採決に入ります。  
 議案第11号から議案第14号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第11号から議案第14号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
 次に、議案第15号「第三次茂原市子ども読書活動推進計画の策定について」説明をお願いします。
- 藤乗 : 議案第15号「第三次茂原市子ども読書活動推進計画の策定について」ご説明  
 教育部次長 申し上げます。  
 茂原市子ども読書活動推進計画におきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律の規定を受けまして、平成16年に「第一次茂原市子ども読書活動推進計画」、平成23年に「第二次推進計画」を策定いたしまして、子どもの読書活動に対する諸施策を推進してまいりました。  
 本案は、平成27年度をもって第二次推進計画の期間が終了することに伴いまして、更なる推進を図るために改訂を加え「第三次茂原市子ども読書活動推進計画」を策定しようとするものでございます。  
 計画の策定にあたりましては、1月の教育委員会会議において計画(案)をご報告させていただきまして、2月1日から29日までパブリックコメントを実施いたしましたところでございます。  
 いただいたご意見等につきましては、3月23日に開催されました第7回茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会において協議していただきまして、別紙のとおりとなりましたので、「第三次茂原市子ども読書活動推進計画」の策定についてご承認をいただくものでございます。  
 なお、パブリックコメントの詳細につきましては、生涯学習課長から説明させていただきますので、ご審議の程よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : 生涯学習課長お願いします。
- 高中 : それではパブリックコメントの結果についてご説明を申し上げます。
- 生涯学習課長 藤乗次長から申し上げましたように、2月1日から2月29日までパブリックコメントを実施しまして、3名の方から14件のご意見等をいただきました。このご意見等につきまして、藤乗次長の説明のとおり、昨日、茂原市子ども読書活動推進計画策定協議会を開催しまして意見等を精査したところでございます。  
 まずパブリックコメントの資料の1ページをご覧ください。  
 ご提出いただきましたご意見等を精査した結果、反映区分Aの計画に反映するものは0件、Bの計画を実施するうえで参考とするものが2件、Cの計画に反映しないものは0件、Dのその他は、要望が1件、意見が9件、感想が2件ということになりましたので、私からはBの計画を実施するうえで参考とするもの2件とDの要望等の12件につきまして、計画の内容に添って説明をさせていただきます。  
 まずは、パブリックコメントの資料の2ページをご覧ください。  
 2ページの①と②につきましては、計画全般に対してのもので、①につきましては、読書好きの子どもを育てるのは環境であるという見解を基にしながらも、今の子どもたちの実態が厳しいことを今回のアンケート調査から捉えまして、「長続きしないトップダウン的な施策ではなく、学校教育の視点に立った施策にしてもらいたい。概要については賛同する。」ということでございますので、Dの意見といたしました。  
 続きまして②につきましては、「国・県の計画を受けての茂原市オリジナルの施策が盛り込まれ、分かりやすい計画であると感じた。」ということでございますので、Dの感想といたしましたものでございます。  
 次に、活動計画の10ページ、11ページをご覧ください。  
 パブリックコメントの資料2ページの③と④でございますけれども、活動計画の基本方針「I子どもの読書活動推進体制の整備と充実」に対するもので、③

は、活動計画10ページの施策の展開の中段にあります「(1)継続的な読書活動推進のための体制整備」の中の文章中「(仮称)茂原市子ども読書活動推進会議の設置」、11ページにあります施策の展開「(1)学校における読書活動の充実に対する連携」、それから11ページの後段にあります②「司書教諭や学校司書等の資質向上に向けた連携」の中の文章中にあります「学校図書館・市立図書館連絡会議」の開催について、「学校における読書活動の充実が期待される。」とありましたので、こちらについてもDの意見といたしました。

続きましてパブリックコメントの資料の④につきましては、活動計画の19ページをご覧ください。

19ページの施策の展開の後段に「(1)学校図書館へ学校司書の配置」について、「計画遂行には、学校司書の配置が前提となっていることを大変ありがたく思い、早期配置を望む。」とありましたので、これはDの要望といたしました。

続きましてパブリックコメントの資料の3ページと活動計画の13から15ページをご覧ください。

パブリックコメントの資料の⑤から⑦につきましては、13ページの「Ⅱ読書に親しむ機会の提供と充実」の中の「1 家庭・地域及び幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進」に対するものでございまして、⑤は活動計画13ページの施策の展開の中段にございます「(1)子どもの読書活動推進のための家庭等への働きかけ・①ブックスタート事業」に関するもので、⑥は計画15ページの施策の展開の上段の「(5)幼稚園・保育所職員の研修実施」に関する内容でございますので、それぞれDの意見といたしました。

続きまして⑦でございますけれども、活動計画の14ページの施策の展開の中段にございます「(2)家庭教育学級等での読書活動の啓発」に関するもので、「全家庭に向けて啓発する機会があると良い。」ということでありましたので、こちらにつきましてはBの参考といたしました。

次に、活動計画の16ページから18ページをご覧ください。

パブリックコメントの資料3ページの⑧から⑩につきましては、活動計画の基本方針「Ⅱ読書に親しむ機会の提供と充実」の中の16ページ「2 市立図書館における子どもの読書活動の推進」に対するものであります。

まず、⑧でございますけれども、活動計画の17ページの施策の展開の後段にございます「(6)ブックトークの実施」に関するもので、「教員が行なえないので、図書館職員が出向いて実施していただけるのはありがたい。」という内容でございますので、取り組みに対する意見ということとさせていただきます。

⑨でございますけれども、「市立図書館の県及び他市町村立図書館との連携等に関するサービス」に関する内容でございます。

⑩は、市立図書館が管轄している「各福祉センター図書室との連携」についての内容で、それぞれすでに市立図書館で行われているサービスでございますので、Dの意見ということにいたしました。

次に、パブリックコメントの資料の4ページと活動計画の19ページから20ページをご覧ください。

資料4ページの⑪から⑬につきましては、活動計画の基本方針「Ⅱ読書に親しむ機会の提供と充実」の中の19ページ「3 学校における子どもの読書活動の推進」に対するものでございまして、⑪は、活動計画の19ページの施策の展開の後段にございます「(2)司書教諭や学校司書等の研修の充実」、活動計画の20ページの中段にございます「(4)教職員の授業支援」に関するものでありますので、こちらの方についてはDの感想といたしました。

また、⑫でございますけれども、活動計画の20ページの施策の展開の上段にございます「(3)学校支援ボランティアの育成と活用」に関するもので、「研修会への参加のしやすさを考え、学校での開催を要請する。」という内容でしたので、研修会の開催等に向けて、Bの参考といたしました。

続きまして⑬でございますけれども、「学校支援ボランティアの活用に力をいれていきたいと考えている。」という内容でございますので、Dの意見といたしました。

次に、活動計画の26ページから31ページまで、こちらの方には巻末の資料として児童・生徒の読書活動に関するアンケートの結果を載せてございます。

⑭につきましては、このアンケートについて、「貴重な資料であり、家庭向けの啓発等に活用させてもらう。」という内容でございますので、こちらの方につきましてはDの意見といたしました。

以上が、14件の内訳でございます。

なお、茂原市子ども読書活動推進計画につきましては、平成28年度から32年度の5年間を計画期間といたしまして、幼稚園、保育園、小中学校、市立図書館及び教育委員会が連携・協力をしまして、子ども読書活動の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上ご報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

- 内田教育長  
齋藤委員
- ： 議案第15号について質疑をお願いします。
- ： パブリックコメントを実施して3人から意見をいただいたということですが、3人というのはどう考えますか。一生懸命これだけやられて3人の意見というのは、少し寂しいかなという思いがするのですが、率直な感想はどうでしょうか。
- 高中  
生涯学習課長
- ： 確かに藤乗次長を中心といたしまして、今回の「第三次茂原市子ども読書活動推進計画」を作りまして、皆様に見ていただきながらご意見をいただきましたかったところでございますけれども、ご意見をいただいたこの3人も学校の先生です。本来であればもっと多くの一般の方々からも意見をいただかなければいけないところでございますけれども、ただ、子どもを見ていただいている先生方からもこの計画をこういうふうにしていったらどうかという意見もありますので、そういったものを考えながら活動の推進にこれから図っていきたいと考えております。
- 齋藤委員  
内田教育長  
安藤委員
- ： はい、結構です。
- ： 他にありますか。
- ： パブリックコメントの内容も参考にしつつ、計画の20ページの「(3)学校支援ボランティアの育成と活用」で★印の新規というふうになっているのですが、たぶん読み聞かせのボランティアの方にいろいろなコツだとか、本の持ち方だとか、良い本だとか、そういうものを指導していただける研修会になると思うのですが、これは学校ごとに行われるものなのか、全体的に行われるものなのかお聞きしたいのですが。
- 藤乗  
教育部次長
- ： 学校支援ボランティアの各学校での応募状況というのは把握していませんので、人数によりまして中学校区ごとに行うとか、あるいは全体で行うとか、回数を分けて行うとか、その辺は対応してまいりたいと考えております。
- 安藤委員  
内田教育長
- ： はい、分かりました。
- ： 他にありますか。よろしいでしょうか。
- それでは立派な計画ができましたので、ぜひこれで推進していただくことと、さらに先ほどもありましたようにパブリックコメントの人数が若干少ないのではないかということもありましたけれども、これからもこの計画を周知していただければと思います。
- それではなければ、議案第15号について採決に入ります。
- 議案第15号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員  
内田教育長
- ： 異議なし。
- ： 議案第15号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 次に、議案第16号「平成28年度茂原市の教育方針及び重点施策について」説明をお願いします。
- 藤乗  
教育部次長
- ： 議案第16号「平成28年度茂原市の教育方針及び重点施策について」ご説明申し上げます。
- 毎年定めておりました「茂原市の教育方針及び重点施策」につきましては、これまでは後期基本計画の施策体系により定めておりましたが、平成28年度からは「教育施策の大綱」によりまして、教育方針を定めたいと考えております。
- 議案第16号の参考資料をご覧いただきたいと思っております。
- これは「後期基本計画」と「教育施策の大綱」の施策の相関関係を示した表となっております。後期基本計画は、教育委員会の組織を基にした施策体系となっているのに対しまして、「施策の大綱」は総合教育会議で出された課題を基にした施策体系というふうになっております。それぞれの施策の目的を関連づけると、これまで実施している施策が概ね結びつくことができると思います。

次に、平成28年度の主要な取り組みについてご説明申し上げます。

議案第16号の1ページをご覧ください。

基本方針1の「社会を生き抜く力の育成」の「(1)学力の向上」の取り組みでは、2ページをご覧くださいと思います。「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。」、それから「小中学校の適正規模の維持を図るため、適正配置について検討する。」ものでございます。

それから「(2)幼児教育・保育の充実」を図る取り組みでは、「幼保一元化を見据え、幼稚園及び保育所の連携の推進に努めます。」、それから「幼稚園の適正規模基準を定めるとともに4園の適正化について検討します。」。

「(3)読書活動の推進」では、「学校司書の配置を段階的に進め、図書館と連携を図りながら、読書環境づくりに努めます。」「学校図書館活動の推進に向けて、司書教諭等を対象にした勉強会や情報交換の場として「学校図書館・市立図書館連絡会議」を開催します。」。

「(4)国際理解教育の推進」では、「小学校における英語の教科化に備え、E L T配置時間の拡充など、指導の充実に努めます。」。3ページをご覧ください。「中学生等海外派遣事業では、中学生28名、教員等3名の計31名を、姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市に派遣します。」。

次に基本方針2の「心を育む人間教育の推進」の「(1)いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底」では、「いじめに対応する校内委員会を活用し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。」、それから「関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。」。

「(2)道徳教育の推進」では、「若年層教員を中心に、道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ、指導力の向上に努めます。」「全教育活動を通じて、豊かな人間関係づくりのためのコミュニケーション能力の育成に努めます。」。

次に、基本方針3の「芸術・文化・スポーツの振興」ですが、6ページをご覧ください。「(5)スポーツレクリエーションの普及」では、「生涯スポーツを通じて市民の健康づくり、体力づくりを推進するため、タッチバレーボールの普及に努めます。」「総合型地域スポーツクラブの創設に向け、検討委員会を立ち上げます。」。

次に、基本方針4の「茂原を愛する心の育成」では、7ページの「(2)安全・安心な教育環境の確保」では、「本納公民館・本納支所複合施設の整備を進めるなど、社会教育・文化施設の適切な整備・維持管理に努めるとともに、設備等の充実に努めます。」「安全・安心な給食を提供するため給食調理場の移転改築を検討します。」。

以上が、平成28年度の主要又は新規事業の取り組みとなります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

内田教育長 : それでは議案第16号について、特に教育方針・重点施策の中のポイントを押さえて説明いただきましたが、質疑をお願いいたします。

齋藤委員 : この基本計画はきめ細かに大変良く出来ていると思います。

鈴木委員 : 3ページの基本方針2「心を育む人間教育の推進」の(1)「いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底」のところの「平成28年度の取り組み」の中に、2つ目の「関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ります。」とありますが、これは今までいろいろな報道等を聞いていて、「家庭」というのが必要なのかなと感じました。「関係機関との連携」の中に「家庭」ということが入ってくるのかどうかわからないのですが、「家庭」というのも非常に大事なかなと感じたのが一つあります。

それから基本方針4「茂原を愛する心の育成」の7ページの「(2)安全・安心な教育環境の確保」のところの「防災」のことが入ったらいいのかなと思ったところなのですが、どうでしょうか。

内田教育長 : それでは2点、「いじめ・暴力行為等の問題への取り組みの徹底」のところの「家庭との連携」ということと、「安全・安心な教育環境の確保」の中の「防災」関係についてのご意見がありました。

藤乗教育部次長 : 基本方針2の「家庭」が大事だということですが、ご指摘のとおりだと思いますので、それにつきましては生涯学習課で実施しています家庭教育学級などを

通じて、もっと家庭の本来の教育機能の充実を目指していきたいと考えておるところでございます。

それから防災関係ですが、施設の防災機能をもっと充実させたいということでしょうか。

鈴木委員 : 防災機能というよりも、今学校では火災訓練だとか、地震だとか津波だとかいろいろ想定しての訓練は行われていると思うのですが、防災に対する指導とか、それも非常に大事なことで、それが加わった方がいいのかなと思ったのですが。

宮本  
学校教育課長 : 学校生活の中で子どもたちの安全教育というのは当然行っています。年間の中で地震ですとか火災ですとか不審者の侵入ですとか、いろいろなケースを想定しながら子どもたちの命を守るということは、教育の中で行っておりますが、基本方針4「茂原を愛する心の育成」のその中の「教育環境の確保」というようなタイトルでしたので、その防災にかかわる教育の中身についてはここに記載はしなかったというのが実際のところでございます。

内田教育長 : 他にありませんでしょうか。

鎌田委員 : 基本方針2「心を育む人間教育の推進」の「平成28年度の取り組み」のところで「いじめに対応する校内委員会を活用し」とありますが、「校内委員会」というのはどういう委員会なのでしょう。

宮本  
学校教育課長 : 各学校の中には、いじめ防止という部分についてのマニュアルと言いますか、基本方針というものが各学校で立ててございます。その中で、従来ですと生徒指導委員会というような委員会がございまして、それをもとにしてこの近々のいじめ問題についての対応につきましても、もともとある生徒指導委員会、要するに校長、教頭ですとか、あるいは各学年の生徒指導担当ですとか、そういったような職員をもって構成する、そういう構成委員会の中のものを指してございます。学校の中での職員が集まっての会議というふうに含めていただければと思います。

鎌田委員 : これだけを見ると、今までと変わらない感じがするのですが。私としては、いじめについて本腰を入れて取り組んでもらいたいという意識が非常に強いものですから。

宮本  
学校教育課長 : この校内委員会という中にあるのは、いじめに対する取り組みとすれば、各学校の中にある、年間の子どもたちからのアンケートを実施する、それを回収した結果の中でいじめを把握する、いじめがあった場合については、それを細かく分析をして原因が何なのかというようなことから解決に向けた取り組みをどうするかというようなことを、この校内委員会の中で決めて、全職員に対して指示を出すということです。

鎌田委員 : 何か足りないと思うのは、その学校だけではなくて、他からこう見えるような何かないものですかね。旧態依然とした内容では変わらないと思うのですが。例えば先生とか、学校とか、他から客観的に見るようなそういうものがないものですかね。これだとあまり変わらないような気がします。客観的というか、本当に取り組んでいるのかというそういうチェックをしていただきたいなと思います。

宮本  
学校教育課長 : 全部の学校のその会議に入るというのは不可能な状況ですので、各学校での取り組みの状況は、それぞれ訪問のときにきちんとその記録などは点検をするようになっておりますし、各学校にアンケートの実施、回数、その中で何件のいじめがあった、それが解決をしているのか、まだ残っているとするとそれについては指導主事が入って解決に向けた取り組みというのはアドバイスをするというようなことは年間の中では取り組んでできております。

鎌田委員 : テレビを見ていて、学校の対応について本当に取り組んでいるのかという話をよく家庭でしているの、しっかりと取り組んでもらいたいなと思います。

それから、「道徳教育の推進」の中で「平成28年度の取り組み」で、「若年層教員を中心に、道徳の指導法に関する実践的な研修を位置づけ」とあるのですが、この「実践的な研修を位置づけ」という意味がよく分からないのですが。

「実践的な研修をする」という意味でしょうか。

宮本  
学校教育課長 : 7年目未満の若年層の教員を集めた研修というのが年間3回ほど市で実施しております。

夏休み期間に一番時間が取れますので、その日の研修の中にこの道徳の指導ということについての講座を設けてございます。

日頃、各学校・学級の中で、どのような実践をしているのかということを持ち寄って、実際にそれをどういうふうに指導をしていくのかということについての、技術というのは変ですけども、若手の指導力を身に付けさせるような、お互いの指導法を出し合っというふうなことの指導力向上を目指す、そのような研修の時間を取ってあるということです。

鎌田委員 : 「位置づけ」というこの意味は何なのでしょう。  
宮本 : 先ほど申しましたようにその3回の講習の中に一回分はこの道徳の部分をきちんと位置付けてあるという意味合いでございます。  
鎌田委員 : 「実践的な研修をする」ということですか。  
宮本 : そうです。もちろんします。

学校教育課長  
鎌田委員 : 文章がもっと分かりやすい方が本当は我々にとってはいいのですが。  
あと、4ページの「(5)セーフティネットの構築」のこの「心の教室相談員」というのはまた「カウンセラー」とは違うのですか。

宮本 : 現在配置しております「心の教室相談員」は、カウンセラー資格を有することにはなっておりません。退職した教員が担当していただいている訳でございますけれども、中学校にはカウンセラーが全校配置になっております。小学校も今年は2校に拡大していただいておりますので、徐々に拡大はしてきているところですが、まだ全体数の中ではすべてとはなっておりませんので、それをカバーする意味で子どもたちの相談に乗ったり、あるいは支援員と似ているような部分もある訳でございますけれども、困っている子どもたちに声をかけて、状況を見ていくとそういうような役割を担っていただく方を指しております。

鎌田委員 : はい、分かりました。  
もう一つ、基本方針3「芸術・文化・スポーツの振興」の「平成28年度の取り組み」で、「多くの市民が参加できるよう実行委員会主体による文化祭を開催します。」とあるのですが、これは今までと違うことなのでしょうか。

高中 : 文化祭につきましては、文化協会を主体としまして実行委員会を開催しております。ですから、方法等については今までと変わらないです。

鎌田委員 : はい、分かりました。  
内田教育長 : 今、鈴木委員や鎌田委員からご意見等をいただきましたので、またこれを実践していく中でそういうものを参考にしながら実践していかなければならないと思います。

他にありますか。  
それではよろしいですか。  
なければ、議案第16号について採決に入ります。  
議案第16号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。  
内田教育長 : 議案第16号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、報告事項に入ります。

報告事項1「平成28年茂原市議会第1回定例会(3月議会)の一般質問の要旨について」説明をお願いします。

藤乗 : 平成28年茂原市議会第1回定例会につきましては、2月24日水曜日から3月18日金曜日まで開催されまして、一般質問につきましては、3月2日から3日までの2日間行われ、質問者8名のうち4名から教育委員会に関する質問がございました。  
詳細につきましては、お手元にあります「質問事項及び答弁の概略」をご参照していただきまして、私からは各議員の質問項目の概要についてのみご説明申し上げたいと思います。

1ページをご覧ください。  
山田広宣議員からは「平成28年度予算編成について」の中で、「茂原市学校給食施設検討委員会としての答申が導き出されるまでの主な検討内容とその結論を伺う。」等の共同調理場についての質問がございました。

3ページをご覧ください。

小久保議員からは「本市における今後の少子化や子どもたちが集団生活に馴染むという教育的観点から、「小・中学校の配置に関する基本方針」は必要であるとするが、今後どのように取り組まれるのか伺う。」との質問がございました。

4ページをご覧ください。

田畑議員からは「茂原市スポーツ推進計画について」の中で、「現在ある茂原市のスポーツ施設の状況、状態について伺う。」との質問がございました。

次に5ページをご覧ください。

平議員からは「子どもの環境整備について」の中で、「長生村、白子町など近隣の自治体では普通教室へのエアコン導入が進んでいるが、これらの動きに対して市はどのように評価しているのか伺う。」等の普通教室へのエアコン設置についての質問がございました。

以上のように、今回は教育委員会にかかわります施設についての質問が多数ございました。

雑駁でございますけれども一般質問の概要でございます。

- 内田教育長 : それでは報告事項1について質疑をお願いします。  
よろしいでしょうか。  
それでは次に、報告事項2「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 藤乗 教育部次長 : 2月に共催、後援又は協賛を決定している行事についてご報告申し上げます。  
共催はございません。  
後援につきましては、2月21日から美術館・郷土資料館で「如の会展」がございました。  
それから共催につきましては、生涯学習課関係ですけれども、4件ほど申請がございまして、共催の決定をしております。  
以上です。
- 内田教育長 : それでは報告事項2について何か質問等がありますでしょうか。  
それではよろしければ、次に報告事項3「教育長職務代理者の指定について」説明をお願いします。
- 藤乗 教育部次長 : 本報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項、資料の下に記載してございますけれども、そちらに定める教育長職務代理者を次のとおり指名するという事で、平成27年度につきましては鈴木委員に1年間お骨折りをおかけいたしましたけれども、平成28年4月1日からは齋藤委員に教育長職務代理者としてご指導を仰ぎたいと考えております。  
千葉県市町村教育委員会連絡協議会の会長職が回ってくるということもございまして、教育長職務代理者としての位置付けが相応しいということで、教育長から指名させていただくものでございます。  
よろしくをお願いします。
- 内田教育長 齋藤委員 : 報告事項3について何か質問等がありますでしょうか。  
確認の意味でお聞きします。  
今までの職務代理者というのは、教育委員の中の教育委員長に対する職務代理というように理解をしておりました。委員長がいなくなりましたので、今度は職務代理というのは必然的にこう書かなくてははいけなくなったのですよね。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条で書かれて初めて今度は教育長の職務代理ということになった、そう理解してよろしいですよね。
- 藤乗 教育部次長 齋藤委員 : その通りです。
- 内田教育長 : はい、分かりました。ありがとうございます。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。  
それでは、報告事項4「平成28年第5回(4月定例会)、第6回(5月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 藤乗 教育部次長 : 4月の定例会につきましては、4月28日の木曜日午後3時から、また5月の定例会につきましては、5月19日の木曜日午後3時からいずれもこの9階の会議室で行いたいと思います。

それから以前お配りいたしましたけれども、年間の教育委員会会議の日程につきまして、第12回の定例会、11月に開催でございますけれども、これが11月15日に開催しようとしたところ、子ども議会の日程がすでに入っているということでございましたので、11月22日に変更させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

内田教育長 : 4月と5月の定例会、並びに1年間の定例会の日程について説明がありましたが何か質問等ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは日程については、そのようをお願いいたします。

その他報告がありましたら、お願いいたします。

なければ、以上で第4回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年4月28日

教育長 内田 達也

署名委員 鈴木 一代

署名委員 齋藤 晟